

令和3年度版

子育て応援ブック

すくすく



湧別町

保 育 所

保育所は、児童福祉法に基づいて設置されているもので、保護者の就労、病気、その他の事情により家庭で保育できないお子さんを家庭に代わって保育する施設です。



施 設

名 称	湧別保育所	芭露保育所	中湧別保育所	上湧別保育所
				
所在地	栄町 143 番地 の 1	芭露 413 番地	中湧別中町 3021 番地 の 1	上湧別屯田 市街地 71 番地の 1
定 員	120人	45人	90人	90人
対象児童	生後6ヶ月から就学 前までの児童	満1歳(注)から就 学前までの児童	生後6ヶ月から就 学前までの児童	満1歳(注)から就学 前までの児童
保育時間	通 常保育 預かり保育	平 日：午前8時30分～午後4時30分 土 曜 日：午前8時30分～午後0時 月～土曜日：午前7時30分～午後6時 ※開盛保育所は月～金：午前8時～午前8時30分 土曜日：午後0時～午後0時15分		
休 日	日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）			

入所申込方法 健康こども課（湧別庁舎）又は各保育所にある入所申込書と就労証明書を提出してください。

(注)年齢は、4月1日現在の年齢で数えます。

保 育 料

令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化がはじまり、3歳以上児の保育料が無償化となりました。湧別町では、無償化の対象外である副食費についても、子育て世代を支援する独自の取り組みとして無償化をしています。

階層 区分	世帯区分	保育料月額	
		3歳未満児	3歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
第 2	町民税非課税世帯	0円	0円
第 3	町民税課税世帯所得割額 48,600円未満	11,700円	0円
第 4	// 48,600円以上 60,700円未満	14,400円	0円
第 5	// 60,700円以上 72,800円未満	16,100円	0円
第 6	// 72,800円以上 84,900円未満	17,800円	0円
第 7	// 84,900円以上 97,000円未満	22,500円	0円
第 8	// 97,000円以上 133,000円未満	28,000円	0円
第 9	// 133,000円以上 169,000円未満	33,400円	0円
第 10	// 169,000円以上 301,000円未満	45,800円	0円
第 11	// 301,000円以上	60,000円	0円

※保育料は、4～8月分は前年度の町民税所得割額で、9～3月分は当該年度の所得割額で決定します。

※保育所に入所している子どものうち、最年長者の3歳未満児は全額、2番目の年長者の満3歳未満児は半額、3番目の年長者の3歳未満児以降は無料となります。

また、町民税所得割額が169,000円未満の世帯は、小学生以上の子も算定に含め、2番目の年長者以降の3歳未満児は無料となります。

※ひとり親世帯や在宅障がい児(者)のいる世帯で所得割額が77,101円未満の場合は、各階層の保育料が軽減されます。

一時保育・特定保育

保護者の就労、病気、災害、その他私的に家庭で児童を保育することができない場合、一時的にお子さんをお預かりします。

区分	単位	3歳未満児	3歳以上児	備考
一時保育	1日	2,400円	1,500円	半日(4時間以内)利用は半額。 生活保護法に定める被保護世帯は免除
特定保育	1ヶ月	9日まで 20,000円	9日まで 12,270円	生活保護法に定める被保護世帯は免除
		14日まで 30,000円	14日まで 18,400円	

※一時保育・特定保育事業については、湧別保育所・中湧別保育所のみ実施しています。